

## 仮想通貨シリーズ (2)

# 業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の解説

かたやま りょう  
公認会計士 片山 亮

本稿では、平成29年5月31日付けで日本公認会計士協会（業種別委員会）から公表された、業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産

の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」について解説を行う。

### 【目次】

- I 業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」
- II 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続チェック項目、チェックのポイント

## I 業種別委員会実務指針第55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」

日本公認会計士協会（業種別委員会）は、平成29年5月31日に「業種別委員会実務指針第55号『仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針』（以下「本実務指針」という。）を公表した。

### 1 公表の経緯・目的

平成28年6月3日に「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により改正された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）が公布され、仮想通貨交換業者に対する登録制の導入に合わせて、利用者保護のためのルールが整備された。具体的には、資金決済法第63条の11（利用者財産の管理）第1項において、「仮想通貨交換業者は仮想通貨交換業者に関する内閣府令」（以下「内閣府令」という。）で定めるところにより利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならないことが規定されており、第2項において、この管理の状況について内閣府令で定めるところにより、定期に公認会計士又は監査法人の監査（以下「分

別管理監査」という。）を受けなければならないことが規定されている。また、内閣府令第23条第1項において、当該管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年1回以上、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないとされており、内閣府令第30条第2項4号において、資金決済法第63条の14第2項に基づき内閣総理大臣に提出する利用者財産の管理に関する報告書に、分別管理監査を受けた場合の公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写しを添付することが規定されている。

同時に、資金決済法第63条の14第3項において、第1項に基づき仮想通貨交換業者が事業年度ごとに内閣総理大臣に提出する仮想通貨交換業に関する報告書に、財務に関する書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付することが規定されており、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査も義務付けられることとなった（本実務指針4項）。

分別管理監査を受けた場合の報告書の写しは、四半期ごとに四半期末日から一月以内に直近のものを金融庁長官に提出しなければならないとされており（内閣府令第30条第1項、30条第2項4号）、財務諸表監査の監査報告書等については、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出される仮想通貨交換業に関する報告書に添付しなければならないとされている（内閣府令第29条第1項、2項）。

なお、平成29年7月20日付けで、金融庁から「仮想

通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件」が公表され、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第23条第1項に規定する金融庁長官の指定する規則として本実務指針が指定された。

## 2 適用範囲

本実務指針は、当該規定に基づき、公認会計士又は監査法人（以下、「業務実施者」という。）が、分別管理監査を合意された手続業務（以下、「本業務」という。）により実施する場合の合意された手続、業務実施者の責任及び合意された手続実施結果報告書（以下、「実施結果報告書」という。）の作成等について取りまとめたものである（本実務指針1項）。

また、本実務指針は、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専門業務実務指針4400」という。）に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と合わせて適用するための指針を示すものであるが、11項から14項における業務契約の新規の締結及び更新並びに17項の確認書の入手に関する事項については追加の要求事項としている。なお、本実務指針に定めがないものについては、専門業務実務指針4400に従って業務を行うことを前提としている（本実務指針3項）。

専門業務実務指針4400については、平成30年4月1日以降に発行する合意された手続結果報告書に適用されるとされているが、専門業務実務指針4400第3項、第4項及び全ての要求事項が適用可能である場合に、早期適用を妨げないとされているため、本実務指針に従って本業務を実施する際は、この点留意が必要である。

## 3 本業務に関する追加の要求事項及び留意事項

上述の通り、本実務指針は、専門業務実務指針4400と合わせて適用する実務指針として整理されており、業務契約の新規の締結及び確認書の入手については追加の要求事項が設けられている。

資金決済法第63条の11第1項に基づき分別管理を実施しなければならないとされている主体、すなわち業務依頼者は、仮想通貨交換業者である。したがって、本業務を実施するに当たり、業務依頼者たる仮想通貨交換業者の経営者は分別管理の状況、すなわち分別管理の法令遵守及びその内部統制の整備及び運用の状況について責任を認識し、評価していることが前提となる。なお、仮想通貨交換業者の分別管理に関して適用される法令等は以下のとおりである。

- 資金決済法第63条の11第1項及び第2項
- 内閣府令
- 事務ガイドライン（第三分冊：金融下位者関係）  
16. 仮想通貨交換業者関係（以下「ガイドライン」

という。）

### (1) 業務契約の新規の締結及び更新に関する留意事項

業務実施者は本業務に関して、専門業務実務指針4400第18項に従い業務契約書を締結するものとする。なお、業務実施者は、以下の条件が満たされない場合には、契約を締結してはならない。

- 業務依頼者の経営者が、分別管理の状況、すなわち分別管理の法令遵守及びその内部統制の整備及び運用の状況について責任を認識し、評価していること。また、これらに関する文書・資料が適切に整備・保存されていること。
- 業務依頼者が合意された手続の適切性及び十分性について責任を有すること。また、業務実施者から報告された実施結果に基づき自らの責任で結論を導くことを認識していること。
- 本業務における実施結果報告書は、仮想通貨交換業者が資金決済法第63条の11第2項の規定を遵守するために利用することのみを目的として作成されるものであるため、実施結果の想定利用者は、業務依頼者たる仮想通貨交換業者及び実施結果報告書が添付される利用者財産の管理に関する報告書（資金決済法第63条の14第2項、内閣府令第30条第2項4号）の提出先である規制当局であること。
- 業務実施者と業務依頼者の間において、内閣府令第23条第2項に従って独立性を保持していること。

加えて、合意された手続を行うに当たって、業務実施者は上記の法令等を事前に理解することが必要である（本実務指針11項）。

合意された手続業務においては、公正性の原則に基づき利益相反の回避が求められるが、通常、業務の対象とする情報等に責任を負う者に対する独立性は要求されない。しかしながら、本業務はいわゆる財務諸表監査ではないものの、法令では「監査」という語句が用いられており、内閣府令第23条第2項において独立性が要求されていることに留意が必要である（本実務指針12項）。

業務実施者が、弁護士、情報処理技術者等他者の作業を利用する場合には、業務依頼者及び業務実施者がその利用について合意しなければならない。また、業務契約書において、その利用について記載し、実施結果報告書に、他者を利用した旨及びその内容について記載する。ただし、内部監査人の利用は想定していない（本実務指針13項）。

合意された手続業務に対する誤解を避けるため、合意された手続業務の開始前に業務契約書を締結することが、業務実施者及び業務依頼者にとって有益である。この場合、業務実施の過程で合意された手続を変更又は追加する必要が生じたときには、業務実施者及び業務依頼者が協議の上、変更契約書又は覚書を締結する必要がある（本実務指針14項）。

## (2) 確認書

業務実施者は、実施結果報告書の発行に先立ち、業務実施期間中に業務依頼者から提示を受けた資料及びその他の説明について、業務依頼者から確認書を入手しなければならない。確認書には少なくとも以下の項目を記載しなければならないが、確認書の記載事項を追加するに当たっては、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」及び専門業務実務指針4400が参考になると考えられる（本実務指針17項）。

- 経営者は分別管理の法令を遵守する責任を有している旨
- 分別管理の法令遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任は経営者にある旨
- 経営者が法令を遵守して利用者財産を分別管理していたことを確かめるために適切な手続を実施した旨
- 経営者が本実務指針の付録《付録3 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続チェック項目、チェックポイント》等を利用して実施した評価の結果及び基準日時点の利用者財産の分別管理の状況を確認した結果
- 合意された手続が実務指針に準拠したものであることを、経営者が承知している旨
- 合意された手続実施結果の利用制限（手続等に合意した業務依頼者及び実施結果報告書が添付される利用者財産の管理に関する報告書（資金決済法第63条の14第2項、内閣府令第30条第2項4号）の提出先である規制当局に制限される旨）
- 業務実施に影響を与える可能性のある不正及び違法行為又は未修正の誤謬に関する情報の有無（ある場合には、その内容）
- 経営者は、業務実施者が要請した全ての情報を提供した旨
- 利用者財産の分別管理の状況に重要な影響を及ぼす後発事象が確認書時点までに発生しているか否か（ある場合には、その内容）
- 法令等に基づく要求の解釈についての責任は経営者にある旨
- 規制当局からの通告・指導等で分別管理の状況に重要な影響を及ぼす事項の有無（ある場合には、その内容）
- 利用者財産の分別管理の状況に関する記録に適切に記録していない重要な取引等の有無（ある場合には、その内容）
- 利用者財産の分別管理の状況に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無（ある場合には、その内容）
- 利用者財産の分別管理の状況に重要な影響をもたらすような契約諸条項を全て遵守している旨

なお、以上の経営者確認書の文例については、本実務指針の《付録2 確認書の記載例》に記載されているため、参考にされたい。

## 4 本業務の手続及び証拠に関する留意事項

仮想通貨交換業者の分別管理の状況について、業務実施者は、業務依頼者の経営者が、本実務指針の付録《付録3 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続チェック項目、チェックポイント》等を利用して実施した評価の結果に基づき、質問、閲覧等を行う。

合意された手続においては、一定時点の分別管理の状況について手続を実施することになるが、その基準となる日（以下、「基準日」という。）時点の分別管理の状況を表す資料（基礎シートやデータ等）を入手し、閲覧、再計算、照合等を行う。なお、利用者の金銭の管理については、預金等による区分管理の場合は仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者残高と分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合した上で不足額が生じた場合は2営業日以内に解消することが望ましいとされており（ガイドラインII-2-2-2-2(1)④）、利用者区分管理信託の場合は利用者区分管理信託に係る信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額に満たない場合には、2営業日以内に不足相当額を追加するものとされている（内閣府令第21条第1項第5号）。また、利用者の仮想通貨の管理については、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の有高を毎営業日照合した上でネットワーク上の有高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合は、5営業日以内に不足額を解消することが望ましいものとされている（ガイドラインII-2-2-2-2(1)③）。これらを踏まえて、基準日直前の計算基準日、照合日の資料を使用する。

### II 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続チェック項目、チェックのポイント

本実務指針には、仮想通貨交換業者が自らの利用者財産の分別管理の状況の評価に当たり、参考にするチェック項目及びチェックのポイントを例示したものが付録3として付されている。あくまで例示であるため、必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また全ての状況に適用できることを意図したものではないため、個々の仮想通貨交換業者の状況に応じて利用することが想定されている。

なお、本実務指針の付録4として、当該チェック項目及びチェックのポイントと、《付録1 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書の文例》の「別紙 仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続実施結果」における業務実施者により実施される「合意された手続」及び「手続実施結果及び発見事項」との対応関係が示されているため、併せて確認され

たい。

当該チェック項目及びチェックのポイントは、日本証券業協会が公表している、証券業における「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」の内容や考え方と類似する点も多いが、仮想通貨交換業における特有の事情等でその内容が異なる部分もあるため、重要と考えられるものについてその背景・考え方の解説を行う。

## 1 全般的事項

日本証券業協会「協会の内部管理責任者等に関する規則（平 4. 3.18）」第3条においては、「会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役（外国法人である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者）でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りではない。」とされている。

この点、仮想通貨交換業においては、2017年9月現在、資金決済法が定める「認定資金決済事業者協会」、いわゆる自主規制機関が定まっておらず、自主規制規則も未整備であるため、仮想通貨分別管理においては、証券業の分別管理における「内部管理統括責任者」に代えて、「分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役」が各チェック項目、チェックのポイントにおいて使用されている。

同様に、自主規制機関及び自主規制規則の整備が前提とされているような、分別管理のチェック項目、チェックポイントの内容に該当する部分は、これらが未整備であることを前提に例示記載が行われている点に留意が必要である。

## 2 金銭の分別管理

利用者の金銭の分別管理の方法としては、内閣府令第20条第1項第1号に規定する方法、すなわち銀行等への預金等による区分管理、又は内閣府令第21条の要件を満たす利用者区分管理信託のいずれかによることとされており、チェック項目及びチェックのポイントもそれぞれについて例示記載がなされている。

ガイドラインII-2-2-2(1)④において、「利用者の金銭の管理について、内閣府令第20条第1項第1号に規定する方法により管理する場合、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、銀行等の口座残高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。」と記載されており、毎営業日の残高照合と、不足時の速やかな解消が求められている。なお、不足が生じている場合には、同ガイドラインにおいて、不足が生じた日の翌日から

起算して2営業日以内に解消することが望ましい、とされている。このため、チェックのポイントとして、預金等による区分管理であれば、口座残高と総勘定元帳上の預金残高が毎営業日照合され、また銀行から送付される残高証明書との定期的な照合が行われているかといったことが例示されている。利用者管理区分信託の場合は、毎営業日の信託財産の元本の評価額の合計額と必要額との比較、定期的な残高照合（例えば、信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と総勘定元帳上の利用者区分管理信託残高の照合）が行われていることをチェックすることになる。いずれの場合も、不足が生じていた場合は、原因が分析され、速やかに不足の解消が行われていることがポイントとなる。

## 3 仮想通貨の分別管理

利用者の仮想通貨についても分別管理が必要であるが、その管理の方法において留意すべきポイントには、仮想通貨特有の事項がいくつかある。

まず、利用者の仮想通貨の残高が不足していないかを確認するために、ガイドラインII-2-2-2(1)③において、「利用者の仮想通貨の管理について、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の残高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、利用者財産の残高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。」と記載がされている（ブロックチェーン「等」と記載されているのは、現時点において仮想通貨を支える根幹の仕組みとしてはブロックチェーンが主流であるものの、今後の技術の発展によって異なる仕組みが採用される可能性が否定できないためであると考えられるが、本稿においてはブロックチェーンの利用を前提として解説を進める。）。

現状の仮想通貨は、ブロックチェーン技術によって支えられているが、仮想通貨交換業者が管理する仮想通貨の残高について、その存在を確認するためには、ブロックチェーン上のデータと照合することが最も有効であると考えられる。ただしブロックチェーン上のデータは、基本的に「フロー」のデータであるため、各仮想通貨交換業者においては、ブロックチェーン上のデータを収集して、残高を確認する仕組みが整備されていることが考えられる。通常この仕組みは自動化されている（すなわち、自動化された内部統制）ことが想定されることから、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ブロックチェーン上の利用者財産の残高の照合にあたっては、当該自動化された内部統制が正しく機能していることが前提となることに留意が必要である。なお、照合の結果不足が生じていた場合には、同ガイドラインにおいて不足が生じた日の翌日から起算して5営業日以内に解消することが望ましい、とされている。

また、仮想通貨の分別管理については、利用者保護の

観点から仮想通貨交換業者の自己分と顧客分を仮想通貨交換業者の帳簿上のみでなく、ブロックチェーン上でも分別することが原則とされていることに留意が必要である。しかしながら、実務面を考慮すると、頻繁にブロックチェーン上のトランザクションを起こすことは、サイバーリスクも高く、またビットコインを例にすればマイナーへの手数料支払もかさむこととなり、厳密な意味でのブロックチェーン上の分別が行われないケースもあると考えられる。例えば、取引の都度ではなく、一定期間経過後に自己分と顧客分が分別された状態となるよう、ブロックチェーン上に記録するといった対応をするケースも想定されるが、この点については、ガイドライン含め明示的に考え方が示されていないため、今後、自主規制機関及び自主規制規則が整備される際に、明らかにされることが期待される。

次に、仮想通貨特有の分別管理に関する留意事項として、暗号鍵の管理がある。ガイドラインII-2-2-2(1)⑥において、「仮想通貨の分別管理については、自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管しているか。」と記載されており、例えば暗号鍵等を保管するためのコンピュータやUSBメモリ等を明確に区分することが考えられる。

さらに、ガイドラインII-2-2-2(1)⑦では、「利用者の仮想通貨について、利用者の利便性を損なわない範囲で、可能な限り、仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等をインターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で管理しているか。」とされている。

暗号鍵等の保管についても上記の通り分別して保管すべきであるが、分別管理を考えるにあたっては、当該暗号鍵等の使用に関する内部統制（職務分掌を含む）も重要である。すなわち、たとえば公開鍵方式における秘密鍵に対して誰でもアクセスできるような状態、あるいはその使用に関して何ら牽制がきかない場合、分別の目的も逸してしまう可能性が高くなると考えられる。場合によっては使用時の牽制のみでなく、使用後のモニタリングといった内部統制が必要になる可能性がある点に留意が必要である。

#### 4 ITに係る全般的事項及び分別管理に係るIT全般統制

言わずもがなであるが、仮想通貨はITを基盤としており、またその管理のためにもITの利用は避けられず、大きくITに依存することが想定される。このため、本実務指針におけるチェック項目及びチェックのポイントには、分別管理に係るIT全般統制も具体例として例示されている。

IT全般統制を考えるに先立って、仮想通貨交換業におけるシステムリスクとその管理態勢を考慮する必要があ

る。ここでシステムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクをいう（ガイドラインII-2-3-1-1）。システムリスク管理については、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれるシステムリスク管理の基本方針が定められ、これに基づいたシステムリスク評価が行われているかがチェックのポイントとなる。また、システムリスク管理態勢については、システム障害等（サイバーセキュリティ事案を含む）の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に実施されるもので、定期的に第三者（外部機関）からの評価を受けることが望ましいとされている（ガイドラインII-2-3-1-2(2)③）。

次に、IT全般統制を考えるにあたっては、日本公認会計士協会から公表されているIT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」や、IT委員会研究報告第46号「重要な虚偽表示リスクと全般統制の評価」（以下「IT委員会研究報告第46号」という。）が参考となる。IT委員会研究報告第46号では、例示としてIT全般統制を以下の4つに分類している。

- 開発・変更に係る全般統制
- システムの運用に係る全般統制
- 情報セキュリティに係る全般統制
- 外部委託業務に係る全般統制

本実務指針における、IT全般統制に係るチェック項目及びチェックのポイントについても上記の分類を基礎とし、ガイドラインを踏まえて構成されている。なお、チェック項目及びチェックのポイントで例示されている各IT全般統制については、一般的な金融機関において整備されていると思われるIT全般統制が多く目につくが、個々の仮想通貨交換業者の管理ポリシーや使用しているシステムの特性などによって、実情にそぐわないものもあると考えられるため、それぞれの事情に応じて必要な項目を決定する必要があることに留意が必要である。

2014年に発覚した巨額のビットコインの消失事件は記憶に新しい。仮想通貨に対するマイナスのイメージを植え付けた事件と言えるが、事件のあらましを詳らかにすれば、仮想通貨そのものの問題ではなく、仮想通貨交換業者の内部管理の問題が大きな原因であった可能性が高いことは否めない。もちろん、内部統制の限界は存在するが、そのリスクを低くすることは可能である。とくにIT全般統制においては、情報セキュリティ（本実務指針においては、アクセス・セキュリティ）や開発・変更に係るIT全般統制は、このようなリスクにも一定程度対応していると考えられる。

以上